

# お知らせ＜感染症＞

保護者様

押上第二幼稚園

お子さまが感染症の病気になった場合は、完全に治してから登園しましょう。  
ご参考までに学校保健安全法に定められたものを付記いたします。登園停止の期間については、以下の通りです。なお、医師により感染のおそれがないと認められた場合はこの限りではありません。登園するときにこの証明書をお持ちください。

	病 名	登 園 停 止 の 期 間
1	百 日 咳	特有の咳がなくなるまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
2	麻 し ん ( は し か )	解熱した後、3日を過ぎるまで
3	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺のはれが確認できた後5日を過ぎ、かつ、全身状態がよくなるまで
4	風 し ん ( 三 日 ば し か )	発疹が消えるまで
5	水 痘 ( 水 ぼ う そ う )	すべての発疹がかさぶたになるまで
6	咽頭結膜熱 (プール熱)	おもな症状がなくなった後、2日を過ぎるまで
7	結 核	感染の恐れがないと認められるまで
8	腸管出血性大腸菌感染症	感染の恐れがないと認められるまで
9	流 行 性 角 結 膜 炎	感染の恐れがないと認められるまで
10	急 性 出 血 性 結 膜 炎	感染の恐れがないと認められるまで
11	溶 連 菌 感 染 症	治療開始1日を過ぎ、全身状態がよくなるまで
12	伝 染 性 紅 斑 ( り ん ご 病 )	発疹以外の症状がなくなるまで
13	手 足 口 病	熱が下がって口内炎が消えるまで
14	へ ル パ ン ギ ー ナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
15	と び ひ	感染の恐れがないと認められるまで
16	感 染 性 胃 腸 炎	下痢、嘔吐症状が軽減した後、感染のおそれがないと認められるまで
17	そ の 他 の 感 染 症 ( )	

----- きりとりせん -----

## 証 明 書

押上第二幼稚園 園長殿

組 氏名 \_\_\_\_\_

病 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_月 \_\_\_\_日から登園してもよいことを証明いたします。

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 医師 \_\_\_\_\_